平成２３年（フ）第６１号
和歌山県田辺市新庄町2228番地
債務者　谷　　美鈴
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第５８１８号
大阪市平野区瓜破南２丁目３番９号
債務者　福田　武司
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９９８号
大阪市平野区喜連東３丁目７番28―503号
債務者　網干　道子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１５３号
大阪府守口市藤田町４丁目10番２号
債務者　嶋村　早苗
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１６５号
宮崎市下原町355番地５　フレグラントよしの402号、申立時の住所大阪府茨木市稲葉町１番24号
債務者　仲嶋　良介
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２５０号
大阪市城東区野江３丁目13―23―305、住民票上の住所大阪市城東区野江２丁目１番20号
債務者　押谷　祐治
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３５０号
大阪府茨木市小柳町１番31号
債務者　川又　寿夫
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３６１号
大阪府豊中市服部南町３丁目８番２号
債務者　羽室　都子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３６３号
大阪府守口市八雲西町２丁目16番20―306号
債務者　ブラウワー幸枝（旧姓榮田）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３９８号
大阪府枚方市伊加賀本町２番27号
債務者　原　　義行
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４３２号
大阪市福島区福島７丁目６番９号　アレックスビル２階
債務者　前田　　瞳
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４５３号
大阪府豊中市名神口３丁目３―31、住民票上の住所兵庫県尼崎市西川２丁目35番21号
債務者　山下　卓也
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４５５号
大阪市天王寺区清水谷町３番22―403号
債務者　池戸　　大
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７４６号
大阪市淀川区野中北１―17―34―401、住民票上の住所大阪市淀川区西三国２丁目２番27号　三木ビル405号
債務者　樫山　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７８９号
大阪市東住吉区中野２丁目７番23号　株式会社加世田組
債務者　仲松こと　仲松　翔吾
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７９５号
大阪市生野区鶴橋１丁目９番20号
債務者　山本英伸こと　嚴　　正**滉**
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８５２号
大阪市西淀川区千舟２丁目14番32―203号
債務者　益岡　　徹
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部